

特定最低賃金（４業種）の改正決定に係る
諮問文写



北労発基 0811 第 1 号
令和 2 年 8 月 1 1 日

北海道地方最低賃金審議会
会長 加藤 智章 殿

北海道労働局長
上田 国土

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第 1 5 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金（平成 2 0 年北海道労働局最低賃金公示第 4 号）
- 北海道鉄鋼業最低賃金（平成 2 0 年北海道労働局最低賃金公示第 2 号）
- 北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 2 0 年北海道労働局最低賃金公示第 3 号）
- 北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金（平成 2 0 年北海道労働局最低賃金公示第 5 号）